

登録意匠「アイマスク」意匠権侵害販売差止及び損害賠償等請求事件：東京地裁
平成 29(ワ)40178・平成 30 年 12 月 20 日（民 47 部）判決＜請求棄却＞

【キーワード】

部分意匠，意匠の類似（意匠権侵害），公知意匠の参酌，意見書における主張，商品形態の類似（不競法適用可），商品形態の周知・著名（不競法 2 条 1 項 1 号・2 号），損害賠償金額（民法 709 条他）

【事案の概要】

本件は，原告が，①被告会社による別紙イ号物件目録記載の商品（アイマスク。以下「イ号物件」という。）の製造，販売等は，自らが有する登録意匠第 1 2 7 6 7 3 5 号（以下「本件登録意匠」という。）に係る意匠権（以下「本件意匠権」という。）の侵害に当たる旨，②原告が販売する別紙原告商品・表示目録記載の商品（レッグウォーマー等。以下「本件原告商品」という。）の形態の特徴は原告の商品等表示として周知・著名になっていたところ，被告会社によるこれに類似する別紙被告会社商品目録記載の商品（アーム&レッグウォーマー等。以下「本件被告商品」という。）の製造，販売等は，不正競争防止法 2 条 1 項 1 号及び 2 号所定の不正競争行為に当たる旨，③被告 A は被告会社による上記各行為につき取締役の第三者に対する責任（会社法 4 2 9 条 1 項）を負う旨を主張して，被告会社に対し，①意匠法 3 7 条 1 項及び 2 項に基づき，イ号物件の製造，譲渡等の差止め及び廃棄を，意匠法 4 1 条の準用する特許法 1 0 6 条に基づき，謝罪広告の掲載を求め，②不正競争防止法 3 条 1 項及び 2 項に基づき，本件被告商品の製造，譲渡等の差止め及び廃棄を，不正競争防止法 1 4 条に基づき，謝罪広告の掲載を求めると共に，被告らに対し，③民法 7 0 9 条及び意匠法 3 9 条 1 項，不正競争防止法 4 条及び 5 条 1 項，並びに会社法 4 2 9 条 1 項に基づき，損害賠償金 4 億 4 7 4 8 万円の一部である 1 0 0 0 万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成 2 9 年 1 2 月 1 6 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を掲げた事実以外は，当事者間に争いが無い。なお，書証の枝番号の記載が省略されている場合は，全ての枝番号を含む（以下同様）。）

(1) 当事者

ア 原告（株式会社ジェイ・エス）は，健康器具・衣料用繊維製品の製造・販売等を業とする株式会社である。（弁論の全趣旨）

イ 被告会社（株式会社ユメロン黒川）は，美容器具・健康器具の製造・販売等を業とする株式会社である。（弁論の全趣旨）

ウ 被告 A は，被告会社の代表取締役である。

(2) 原告の意匠権

ア 原告は，本件意匠権を有している。本件登録意匠（部分意匠）は，本判決

添付の意匠公報（甲2の2。以下「本件意匠公報」という。）の【図面】記載のとおりである。

| | |
|---------|--------------|
| 登録番号 | 意匠登録1276735号 |
| 出願日 | 平成16年6月15日 |
| 登録日 | 平成18年6月2日 |
| 意匠に係る物品 | アイマスク |

イ なお、本件登録意匠の審査段階において、原告は、特許庁からの平成16年12月15日を起案日とする拒絶理由通知書（乙20）に対して、平成17年1月24日を受付日とする意見書（乙21。以下「本件意見書」という。）を提出した。

(3) 本件登録意匠の構成

本件登録意匠の構成は、以下のとおりである（但し、下記オについては、被告はこれを加えるべきであると主張し、原告はこれを争う。）。

ア アイマスクの左右端の上部又は下部から伸びた紐が左右端（左右同順）の下部又は上部（上下同順）に到達する態様。

イ 上記紐の先端部と中間部の二箇所にビーズが設けられている態様。

ウ 上記先端部のビーズは上記紐に通されると共に上記中間部のビーズは上記紐を束ねている態様。

エ 上記中間部のビーズは移動可能である態様。

（オ 紐が非弾性体からなるため、紐が伸縮しない態様。）

カ アイマスクと紐の接合部から先端部までの長さとの直径の比が約20ないし22対1である態様。

キ 2つのビーズの形状は、いずれも略球形である態様。

(4) イ号物件の製造・販売

被告会社は、遅くとも平成28年10月頃から、業として、イ号物件を製造販売している。イ号物件は、アイマスクであり、本件登録意匠に係る物品と同一である。イ号物件に係る意匠（以下「イ号意匠」という。）は、別紙イ号物件写真記載のとおりである。

(5) イ号意匠の構成

イ号意匠の構成は以下のとおりである（但し、下記オ^イについては、被告はこれを加えるべきであると主張し、原告はこれを争う。）。

ア^イ アイマスクの左右端の上部又は下部から伸びた紐が左右端（左右同順）の下部又は上部（上下同順）に到達する態様。

イ^イ 上記紐の中間部の一箇所にビーズが設けられている態様。

ウ^イ 上記中間部のビーズは、上記紐を束ねている態様。

エ^イ 上記中間部のビーズは、移動可能である態様。

（オ^イ 紐がゴムを主成分とする弾性体からなるため、紐が伸縮する態様。）

カ^イ アイマスクと紐の接合部から先端部までの長さとの直径の比が約17.5対1である態様。

キ〱 ビーズの形状は、略球形である態様。

(6) 本件原告商品の販売

原告は、平成13年7月頃から、本件原告商品（レッグウォーマー等）を「イオンドクター」というブランド名で販売しており、その形態は、別紙原告商品・表示目録記載のとおりである。（甲4、弁論の全趣旨）

(7) 本件被告商品の製造・販売

被告会社は、遅くとも平成26年8月頃から、業として、本件被告商品（アーム&レッグウォーマー等）を製造販売しており、その形態は、別紙被告会社商品写真一覧のとおりである。

2 争点

(1) 被告会社による意匠権侵害が成立するか

本件登録意匠とイ号意匠は類似するか（争点1）

(2) 被告会社による不正競争が成立するか

ア 本件原告商品の形態は商品等表示に当たるか（争点2）

イ 本件原告商品の形態は周知ないし著名か（争点3）

ウ 本件被告商品の形態は本件原告商品の形態と類似して混同のおそれがあるか（争点4）

(3) 被告Aは会社法429条1項に基づく責任を負うか（争点5）

(4) 原告の損害額等（争点6）

(5) 謝罪広告の必要性があるか（争点7）

【判 断】

1 争点1（本件登録意匠とイ号意匠は類似するか）について

(1) 意匠の類否について

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされており（意匠法24条2項）、この類否の判断は、両意匠の構成を全体的に観察した上、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し、更には公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の看者となる取引者及び需要者が視覚を通じて最も注意を惹きやすい部分（要部）を把握し、この部分を中心に対比して認定された共通点と差異点を総合して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断するのが相当である。

(2) 本件登録意匠とイ号意匠

前記前提事実(2)ないし(5)のとおり、本件登録意匠に係る物品とイ号意匠に係る物品はいずれもアイマスクであり、本件登録意匠は本件意匠公報の【**図面**】記載のとおりであり、イ号意匠は別紙イ号物件写真記載のとおりであり、両意匠の構成は以下のとおりである。

なお、被告は、両意匠の構成として、「オ 紐が非弾性体からなるため、紐が伸縮しない態様。」及び「オ〱 紐がゴムを主成分とする弾性体からなるた

め、紐が伸縮する態様。」を加えるべきであると主張するが、上記の点は、本件意匠公報の【図面】ないし別紙イ号物件写真によっても、視覚を通じて認識することができないし、本件意匠公報の【意匠の説明】にも記載がないから、これを両意匠の構成として記載すべきではない。

〔本件登録意匠の構成〕

ア アイマスクの左右端の上部又は下部から伸びた紐が左右端（左右同順）の下部又は上部（上下同順）に到達する態様。

イ 上記紐の先端部と中間部の二箇所にビーズが設けられている態様。

ウ 上記先端部のビーズは上記紐に通されると共に上記中間部のビーズは上記紐を束ねている態様。

エ 上記中間部のビーズは移動可能である態様。

カ アイマスクと紐の接合部から先端部までの長さとのビーズの直径の比が約20ないし22対1である態様。

キ 2つのビーズの形状は、いずれも略球形である態様。

〔イ号意匠の構成〕

ア アイマスクの左右端の上部又は下部から伸びた紐が左右端（左右同順）の下部又は上部（上下同順）に到達する態様。

イ 上記紐の中間部の一箇所にビーズが設けられている態様。

ウ 上記中間部のビーズは、上記紐を束ねている態様。

エ 上記中間部のビーズは、移動可能である態様。

カ アイマスクと紐の接合部から先端部までの長さとのビーズの直径の比が約17.5対1である態様。

キ ビーズの形状は、略球形である態様。

(3) 本件登録意匠の要部

ア 本件登録意匠の需要者

本件登録意匠に係る物品はアイマスクであるから、その需要者は、快適な睡眠に関心を持つ消費者であるといえる。そして、上記物品の性質、用途や、特にこれらの需要者がアイマスクを着用する際の使用態様等に鑑みれば、これらの需要者は、主に本件登録意匠の正面に注目するものと考えられる。

イ 公知意匠

本件登録意匠の出願日（平成16年6月15日）以前である平成元年6月19日に発行されたと認められる意匠公報（乙10）には、アイマスクの耳かけストラップに一つのビーズ形状が現れ、そのビーズの形状が略球形である形態が記載されており、かかる意匠が本件登録意匠の出願時において公知になっていたものと認められる。また、本件登録意匠の出願日以前である平成14年10月8日に公開されたと認められる公開特許公報（乙11）、平成10年11月15日に発行されたと認められる「DOS/V magazine 22号7巻」（乙12、弁論の全趣旨）及び平成10年3月1日に発行されたと認められる「月刊アスキー 22巻3号」（乙13、弁論の全趣旨）には、「アイマスクの左右端

の上部又は下部から伸びた紐が左右端（左右同順）の下部又は上部（上下同順）に到達し，上記紐の中間部の一箇所^ニに物体が設けられ，上記中間部の物体は，上記紐を束ねており，移動可能である態様^ヲが記載されており，かかる意匠が本件登録意匠の出願時において公知になっていたものと認められる。

ウ 要部の認定

需要者がアイマスクを着用する際などに上記(2)認定の本件登録意匠の構成を正面視において観察した場合，本件登録意匠が紐とビーズからなる単純な構成のものであることや，本件登録意匠部分がそれ全体としてアイマスクを顔面に固定する用途で用いられるものであることも踏まえれば，その全体が需要者の注意を惹くもの^トと考えるのが自然である。

特に，上記イの公知意匠を踏まえれば，本件登録意匠の構成のうち「耳かけストラップの中間部及び先端部の二箇所^ニにビーズが現れる形態」（構成イ）は公知意匠にはないものであるから，上記構成イも強く需要者の注意を惹くもの^トと認められる。

したがって，「耳かけストラップの中間部及び先端部の二箇所^ニにビーズが現れる形態」（構成イ）を含む本件登録意匠の構成全体が，需要者の注意を惹くものであり，本件登録意匠の要部であると認められる。

これに対し，原告は，本件登録意匠の構成のうち「アイマスクの左右端の上部又は下部から伸びた紐（平板状）が左右端（左右同順）の下部又は上部（上下同順）に到達する態様^ニにおいて，上記紐の中間部にビーズが設けられており，そのビーズが上記紐を束ねている」という一体の構成が強い意匠的效果を發揮して要部である旨主張するが，需要者が正面視において本件登録意匠の構成を観察した場合に，「耳かけストラップの中間部及び先端部の二箇所^ニにビーズが現れる形態」（構成イ）も目を惹く位置にあるから，あえて同構成を除いた原告のいう上記一体の構成のみが需要者の注意を惹くとは考えがたい。上記イの公知意匠を踏まえれば，原告のいう上記一体の構成はありふれた構成といえることも考慮すれば，尚更である。したがって，原告の上記主張は採用できない。

なお，原告は，上記公知意匠（乙11ないし13）は「目の焦点を合わせるトレーニング」の用途であるから，本件登録意匠に係る物品が想定している需要者とは相容れない旨も主張するが，上記(1)説示のとおり，意匠の要部の把握に際しては，公知意匠にない新規な創作部分の存否等も参酌すべきであるところ，上記公知意匠（乙11ないし13）が本件登録意匠に係る物品と同じくアイマスクである以上，これも参酌して意匠の要部を認定すべきものである。

エ 本件登録意匠の出願経過

以上の点は，本件登録意匠の出願経過からも裏付けられる。

すなわち，特許庁は，平成16年12月15日を起案日とする拒絶理由通知書（乙20）において，本件登録意匠は，引用意匠（乙13に記載された上記公知意匠）に類似すると認められるので，意匠法3条1項3号に該当する旨の

拒絶理由を通知した。これに対し、原告は、平成17年1月24日を受付日とする本件意見書（乙21）を提出し、そこにおいて、原告は、「引用意匠のストラップは先端部において結ばれ、その結び目又は結合箇所が両ストラップ先端位置に現れている点で本願意匠の形状とは異なります。本願意匠は、ストラップの結び目は現れず、両ストラップ先端部にビーズを施し美的な処理が成されている点において引用意匠と相違します。また、本願意匠は、ストラップ中間部を移動するビーズの位置より外側のストラップ紐が輪を成し、当該輪の円周上にビーズが通され、ストラップ部の両端部が弧を成す形状となる点においても、引用意匠のストラップ部の形状とは異なっております。従いまして、本願意匠は、美的処理がなされた外観の特徴において引用意匠とは類似致しません。」と記載している。その後、本件登録意匠は、平成18年6月2日、登録された。

上記のとおり、原告は、本件登録意匠の出願経過において、「引用意匠のストラップは先端部において結ばれ、その結び目又は結合箇所が両ストラップ先端位置に現れている点で本願意匠の形状とは異なります。本願意匠は、ストラップの結び目は現れず、両ストラップ先端部にビーズを施し美的な処理が成されている点において引用意匠と相違します。」とした上で、「従いまして、本願意匠は、美的処理がなされた外観の特徴において引用意匠とは類似致しません。」とする意見を特許庁に述べており、このことは、耳かけストラップの先端部にもビーズが存する形態が本件登録意匠の要部に含まれることを裏付けるものというべきである。

これに対し、原告は、本件意見書の記載は、実際に存在している相違点を端的に指摘しているにすぎず、要部であると主張しているものではない旨主張するが、上記説示のとおり、原告は、本件意見書において、耳かけストラップの先端部にもビーズが存する形態を相違点として挙げた上で、これを受けて、「従いまして、本願意匠は、美的処理がなされた外観の特徴において引用意匠とは類似致しません。」と記載しているから、上記相違点が類否判断の上で重要である（要部に当たる）ことを指摘しているものというべきである。

(4) 両意匠の類否

両意匠を対比すると、両意匠は、「アイマスクの左右端の上部又は下部から伸びた紐が左右端（左右同順）の下部又は上部（上下同順）に到達する態様。」、「上記紐の中間部にビーズが設けられている態様。」、「上記中間部のビーズは上記紐を束ねている態様。」、「上記中間部のビーズは移動可能である態様。」、「ビーズの形状は、略球形である態様。」という構成が共通する。

一方、両意匠は、「本件登録意匠では、上記紐の先端部にも略球形のビーズが設けられており、上記先端部のビーズは上記紐に通されているが、イ号意匠では、上記先端部のビーズがない点」、「アイマスクと紐の接合部から先端部までの長さとの比が、本件登録意匠では約20ないし22対1

であるのに対し、イ号意匠では約17.5対1である点」が相違する。

以上を踏まえて検討すると、両意匠は、構成における共通点も多いものの、これらの点は、いずれも上記(3)イの公知意匠に既に現れているものであり、一方、相違点のうち、「本件登録意匠では、上記紐の先端部にも略球形のビーズが設けられており、上記先端部のビーズは上記紐に通されているが、イ号意匠では、上記先端部のビーズがない点」は、上記(3)ウのとおり、同イの公知意匠にはないものであり、強く需要者の注意を惹くものであって、本件登録意匠の要部に含まれるものである（出願経過における原告の意見もこれを裏付ける。）。以上によれば、両意匠を全体として観察した際に、看者に対して異なる美感を起こさせるものというべきであるから、両意匠が類似しているとは認められない。これに反する原告の主張はいずれも採用できない。

(5) 小括

以上のとおり、原告の意匠権侵害の主張は理由がない。

2 争点2（本件原告商品の形態は商品等表示に当たるか）について

(1) 商品形態の商品等表示性について

商品の形態は、商標等と異なり、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、例外的に、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合がある。そして、このように商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有し、不正競争防止法2条1項1号及び2号にいう「商品等表示」に該当するためには、①商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており（特別顕著性）、かつ、②その形態が、特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は短期間であっても極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっている（周知性）ことを要するものと解するのが相当である。以下では、上記①の点について検討する。

(2) 本件原告商品の形態の特別顕著性の有無について

ア 原告は、本件原告商品に共通する形態の特徴である「表裏ともにふわふわした厚みのある周面で構成され腕、手首、首、ふくらはぎ、太もも、足首などの身体の一部にとおして着用させるための筒状であって、表面では筒開口と略平行かつ等間隔にて表生地自体と同色の細い糸にて所定の間隔で複数のシャーリングが施されており、筒高さ方向と略平行で前記シャーリング間隔を高さとするしわが生地表面全周にわたって多数あらわれるという点」（本件特徴）が、遅くとも平成26年8月には、他に類を見ない顕著な特徴となっていた旨主張する。

イ 後掲各証拠によれば、以下の事実が認められる。

「メーカーオフィシャルショップ パンジーストア」と題するウェブサイトには、平成23年9月6日付けニュースとして、「新感覚のケータイブーツ『プードレグ』お洒落にデビュー！」「高機能レグウォーマー『プードレ

ッグ』を商品化したしました。」等の記載と共に、本件特徴ないしこれと極めて類似した特徴を有するレッグウォーマーの写真が掲載されている（乙2）。

平成23年10月7日付け日経MJ（日経流通新聞）には、「撥水加工のレッグウォーマー」「メイダイ（中略）の寒い日の外出に重宝するレッグウォーマー「MOCO（モコ）モコウォーマー（2枚組）」」等の記載と共に、本件特徴ないしこれと極めて類似した特徴を有するレッグウォーマーの写真が掲載されている（乙27）。

株式会社メイダイのウェブサイトには、平成23年10月8日付けお知らせとして、「『日経MJ』10月7日号で弊社の新商品「MOCOモコウォーマー」を紹介していただきました。」などとして、上記日経MJの記事が紹介されている（乙3）。

株式会社ポーラのウェブサイトには、平成24年10月11日付けニュースリリースとして、「『ウォッシュブルダウン足首ウォーマー』『ウォッシュブルダウンレッグウォーマー』発売」「株式会社ポーラ（中略）は、ホワイトマザーグースダウンを使用した、軽くてあたたかなウォーマー『ウォッシュブルダウン足首ウォーマー』（税込¥4,620）と『ウォッシュブルダウンレッグウォーマー』（税込¥7,560）を2012年11月2日に発売します。」等の記載と共に、本件特徴ないしこれと極めて類似した特徴を有するレッグウォーマーの写真が掲載されている（乙4）。

株式会社山善のウェブサイトには、平成24年10月23日付けプレスリリースとして、「ヒーター付レッグウォーマー『ほっとウォーマー』新発売」「ふわふわかわいいボワ生地」等の記載と共に、本件特徴ないしこれと極めて類似した特徴を有するレッグウォーマーの写真が掲載されている（乙26）。

なお、平成30年2月16日時点で、「フェリシモの雑貨K r a s o」と題するウェブサイトには、「シャーリングでずれない！ あったか自在の ふわふわチューブウォーマー」「1個¥3,980」等の記載と共に、本件特徴ないしこれと極めて類似した特徴を有するチューブウォーマーの写真が掲載されている（乙5）。

また、平成30年10月17日時点で、「楽天市場」のウェブサイトにおいて「レッグウォーマー 綿入り」で検索すると、本件特徴ないしこれと類似した特徴を有しており「楽天市場」で販売されている多数のレッグウォーマー商品が検索される（乙29）。

ウ 上記アのとおり、原告は、本件原告商品に共通する形態の特徴である本件特徴が、遅くとも平成26年8月には、他に類を見ない顕著な特徴となっていた旨主張するが、上記イ認定の事実によれば、平成23年ないし24年には、本件特徴ないしこれと極めて類似した特徴を有する複数の商品が市販されていることが認められるし、平成30年時点においても、本件特徴ないしこれと類似する特徴を有する商品が多数販売されていることが認められるから、少なくとも平成23年ないし30年頃において、本件原告商品に共通する形態の特徴

である本件特徴が、他に類を見ない顕著な特徴となっていた（特別顕著性を有していた）とは到底いうことができない。したがって、本件原告商品の形態（本件特徴）が商品等表示性を獲得していたとは認められない。

これに対し、原告は、平成26年8月ころに至るまで、類似品（本件被告商品あるいは第三者製品）は、一般の需要者に認識される態様では存在しておらず、一般消費者若しくは小売店舗などの需要者において、類似品の存在が知られていることはなかった旨主張するが、上記説示のとおり、平成23年ないし24年には、本件特徴ないしこれと極めて類似した特徴を有する複数の商品が市販されているものである以上、原告の上記主張は事実と反するものであって採用できない。

また、原告は、本件原告商品は特殊な製造方法によってのみ生み出される形態であるところ、本件被告商品はこれを模倣したものである旨も主張するが、上記のとおり、本件原告商品の形態と類似の特徴を有する商品が多数販売されている以上、その製造方法は上記説示を何ら左右するものとはいえない。

(3) 小括

以上のとおり、原告の不正競争防止法違反の主張は理由がない。

3 争点5（被告Aは会社法429条1項に基づく責任を負うか）について

原告は、被告Aが被告会社の代表取締役として被告会社が意匠法又は不正競争防止法に違反しないよう注意すべき義務を負っていたにもかかわらず、それに違反したため、会社法429条1項に基づく責任を負う旨主張するが、前記のとおり、被告会社の意匠権侵害や不正競争防止法違反をいう原告の主張はいずれも理由がないから、被告Aの責任をいう原告の上記主張もその前提を欠き理由がない。

4 結論

よって、その余の争点について判断するまでもなく、原告の被告らに対する請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件意匠権に係る物品は「アイマスク」とあるけれども、その登録対象は「マスクの両脇より延びる耳掛けストラップにビーズが通されており、ビーズを移動させることによってストラップの長さを調節する」という形態にあるストラップ部分であり、このような形態から成る部分意匠に係る本件登録意匠に対して、被告が製造、販売したイ号部件に係る意匠が類似するか否かが争われたのが、本件①である。

また同時に、原告が争ったのは、原告が販売する「レッグウォーマー等」に係る形態が、原告の商品等表示として周知・著名になっていたので、被告による「アーム、レッグウォーマー等」の製造、販売等は不競法2条1項1号・2号所定の不正競争行為に当たるとあらら沿われたのが、本件②である。

2. 争点1の「アイマスク」に関する意匠権侵害事件については、イ号意匠は本件登録意匠に類似するかについて、意匠法24条2項を引用し、物品の看者となる取引者と需要者が通じて、最も注意を惹きやすい部分（要部）を把握し、この要部を中心に対比して認定された共通点と差異点を総合し、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断するのが相当である、と説示しているところ、「要部」の把握とは換言すれば、登録意匠の構成態様に公知部分があればそれを実質的無視し、残り部分の構成態様を創作の要部として把握せよということである。

この論理にしたがって裁判所は、本件登録意匠の要部を把握し、「耳掛けストラップの中間部及び先端部の2箇所」にビーズを現れる形態を含む本件登録意匠の構成全体が、需要者の注意を惹くものであり、本件登録意匠の要部であると認定したのである。この認定の妥当性について裁判所は、本件登録意匠の出願経過からも裏付けられると認定したが、原告にあっては、自ら特許庁の審査時に提出した意見書で主張していたことを無視するような主張を裁判所ですることは、墓穴を掘ることになったのである。

3. 争点2, 3は原告の商品形態は商品等表示に当たるところ、周知ないし著名な商品形態といえるのか、不競法2条1項1号又は2号と適用の有無が争われたが、原告の主張はいずれも理由がないと、否定されたのである。

ここにいう原告、被告の商品形態とは、前記「アイマスク」に関するものではなく、「レッグウォーマー」や「ウェストウォーマー」等のウォーマーという別異商品に関する事案である。

4. 原告の商品「ウォーマー」類は、遅くとも平成26年8月には顕著な特徴となっていたと原告は主張したが、裁判所の事実認定によれば、平成23年、24年には本件特徴ないしこれと極めて類似した特徴を有する複数の商品は市販されていたこと、平成30年時点においても同様の商品が多数販売されていることが認められるから、少なくとも平成23年～平成30年頃には、本件原告商品に共通する形態の特徴である本件特徴が、他に類を見ない顕著な特徴となっていたとは到底いうことはできないから、本件原告商品の形態（本件特徴）が商品等表示性を獲得していたとは認められない、と認定したのである。

筆者は、具体的な証拠類を見ていないから確認できないが、妥当な判断といえるかどうかわからない。

5. なお、被告の「アイマスク」についての図面は、〔イ号物件目録〕には開示されていないのはなぜだろうか。〔イ号物件写真〕として開示されている物件には1個のビーズがついているが、これについての説明はないのはなぜだろうか。

〔牛木 理一〕

〔本件登録意匠〕

- (19) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
(45) 【発行日】平成18年7月18日 (2006. 7. 18)
(12) 【公報種別】意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1276735号 (D1276735)
(24) 【登録日】平成18年6月2日 (2006. 6. 2)
(54) 【意匠に係る物品】アイマスク

【部分意匠】

- (52) 【意匠分類】C4-03
(51) 【国際意匠分類 (参考)】28-99
(21) 【出願番号】意願2004-17773 (D2004-17773)
(22) 【出願日】平成16年6月15日 (2004. 6. 15)

(72) 【創作者】

【氏名】嶋田 武史

【住所又は居所】東京都世田谷区上馬4-2-5 株式会社ジェイ・エス内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】500070260

【氏名又は名称】株式会社ジェイエス

【住所又は居所】東京都世田谷区上馬4丁目2番5号

(74) 【代理人】

【識別番号】100095267

【弁理士】

【氏名又は名称】小島 高城郎

(74) 【代理人】

【識別番号】100124176

【弁理士】

【氏名又は名称】河合 典子

(74) 【代理人】

【識別番号】100111604

【弁理士】

【氏名又は名称】佐藤 卓也

【審査官】小柳 崇

(56) 【参考文献】月刊アスキー、3号、22巻、(1998-3-1)、267頁、(特許庁意匠課公知資料番号HA10003583) DOS/V magazine、22号、7巻、(1998-11-15)、267頁、(特許庁意匠課公知資料番号HA10023087)

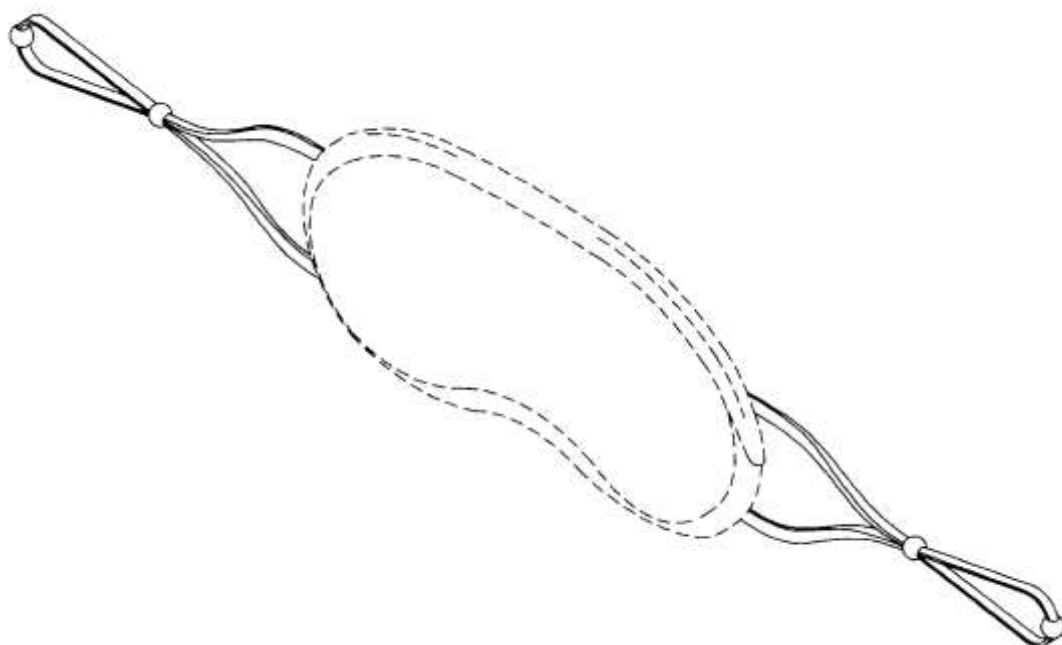
(55) 【意匠に係る物品の説明】本件意匠に係る物品は、アイマスクである。マスク部の両脇より延びる耳掛けストラップにビーズが通されており、ビーズを移動させ

ることによってストラップの長さを調節することが出来る。ストラップ部を弾性体とすることで長さ調節を行う場合、使用回数毎又は洗濯する毎に、ストラップ部の弾性が弱まり使用感が悪くなるが、本件物品の場合には、使用や洗濯によるストラップ部の弾性劣化の問題がないため、使用感を損ねることなく長期間使用できる。

(55) 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。本体の両側面から、各々延び出る紐形状の先端部及び中間部においてビーズ形状が現れる。中間付近に現れるビーズ形状は移動可能であり、ストラップの掛け位置を最大幅にした状態を表す参考図は、正面図において左右の紐形状の中間付近に現れるビーズ形状を、紐形状の左右両端のビーズ形状に最も接近した位置へ移動させた形状を表す。

【図面】

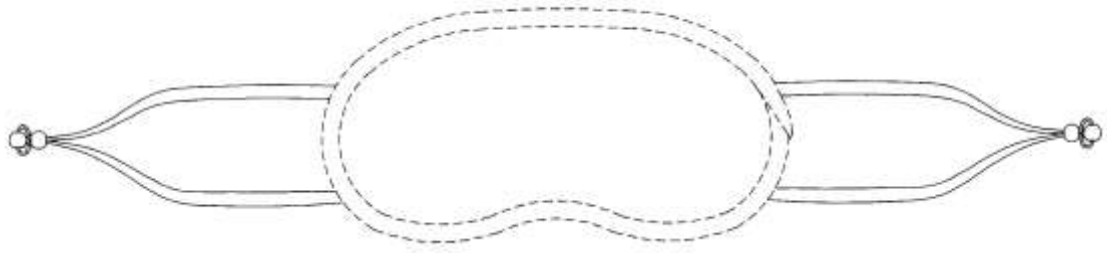
【斜視図】



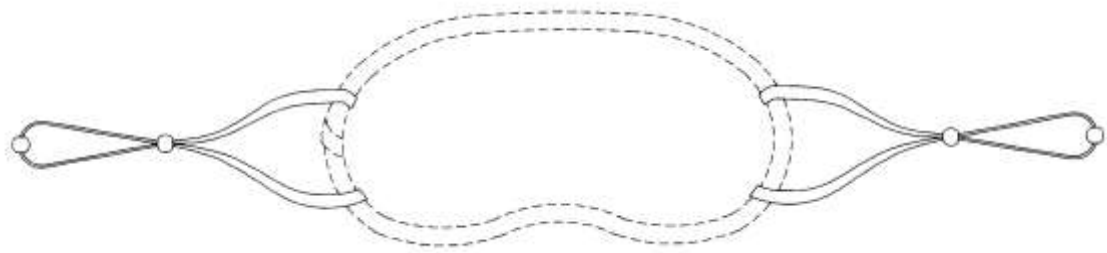
【正面図】



【ストラップの掛け位置を最大幅にした状態を表す参考図】



【背面図】



【右側面図】



【左側面図】



【平面図】



【底面図】



〔イ号物件目録〕

1 イ号物件（アイマスク）

商品名 「あたためほぐしアイマスク」
型式番号 「i-001」「i-002」

〔被告会社商品目録〕

本件被告商品1

商品名 「アーム&レッグウォーマー」
型式番号 「K001」「K002」「K005」

本件被告商品2

商品名 「ボディウォーマー」
型式番号 「K003」「K004」「K020」

本件被告商品3

商品名 「ボディチューブミニ」
型式番号 「K090」「K091」

本件被告商品4

商品名 「かぼちゃパンツCQ」
型式番号 「K030」「K031」「K032」「K033」
「K034sen」

本件被告商品5

商品名 「マイクロミニ」
型式番号 「K011」「K012」

本件被告商品6

商品名 「足首岩盤浴ウォーマーロング」
型式番号 「K071」「K072」

本件被告商品7

商品名 「ボディチューブ」
型式番号 「K040」「K041」

〔謝罪広告目録〕

1 謝罪広告の内容

謝罪広告

当社は、株式会社ジェイ・エス様の「イオンドクター」ブランドの商品の人氣に乗ずることを意図し、株式会社ジェイ・エス様に無断で、同商品の特徴的な形状を完全にコピーし、一見して見分けがつかないほどに類似した自社商品を製造及び販売いたしました。

かかる当社の行為は、株式会社ジェイ・エス様の意匠権を侵害し、また不正競争行為に該当するとのことであり、株式会社ジェイ・エス様に多大なご迷惑をおかけしたことを反省し、ここに謝罪いたします。

今後は、株式会社ジェイ・エス様を含む他者の意匠権侵害、あるいは不正競争行為に該当することがないように、十分に注意いたします。

株式会社ユメロン黒川
(省略)

2 条件

(1) 掲載箇所・大きさ

株式会社日本経済新聞社発行の日本経済新聞の社会面の2段×13センチメートルのスペース

(2) 文字の大きさ

第一段「謝罪広告」の文字については、20ポイント活字
その他の部分の文字については、12ポイント以上の活字

〔原告商品・表示目録〕

本件原告商品 1 (甲第 4 号証の 1)

商品名 「レグウォーマー 4 1」

型式番号 「L 4 1」

限界利益 6, 1 0 0 円



本件原告商品 2 (甲第 4 号証の 2)

商品名 「ウエストウォーマー」

型式番号 「W 3 5」

限界利益 4, 9 0 0 円



本件原告商品 3 (甲第 4 号証の 3)

商品名 「ひざウォーマー」

型式番号 「OH10B」

限界利益 2,500円



本件原告商品 4 (甲第 4 号証の 4)

商品名 「ウエスト付きパンツ型ウォーマー」

型式番号 「HP31」

限界利益 14,700円



本件原告商品 5 (甲第 4 号証の 5)

商品名 「足首ウォーマー16」

型式番号 「A16」

限界利益 3,100円



本件原告商品 6 (甲第 4 号証の 6)

商品名 「ファスナー付き足首ウォーマー」

型式番号 「L 2 1」

限界利益 4, 7 0 0 円



本件原告商品 7 (甲第 4 号証の 7)

商品名 「ロングレッグウォーマー 5 8」

型式番号 「L 5 8」

限界利益 9, 2 0 0 円



本件原告商品 8 (甲第 4 号証の 8)

商品名 「ウエストウォーマーロング」

型式番号 「WL 0 8」

限界利益 8, 8 0 0 円



本件原告商品 9 (甲第 4 号証の 9)

商品名 「足首ウォーマーハーフ」

型式番号 「S L 2 0 H」

限界利益 2, 8 0 0 円



本件原告商品 1 0 (甲第 4 号証の 1 0)

商品名 「シルク足首ウォーマー」

型式番号 「S L 2 0」

限界利益 4, 9 0 0 円



本件原告商品 1 1 (甲第 4 号証の 1 1)
商品名 「シルクレッグウォーマー」
型式番号 「S L 1 2」
限界利益 6, 1 0 0 円



本件原告商品 1 2 (甲第 4 号証の 1 2)
商品名 「ネックウォーマー」
型式番号 「N L 1 5」
限界利益 1, 9 0 0 円



本件原告商品 1 3 (甲第 4 号証の 1 3)
商品名 「ハンドウォーマー」
型式番号 「H 1 1 G」
限界利益 4, 1 0 0 円



〔イ号物件写真〕

(正面図)



(背面図)



(平面図)



(底面図)



〔被告会社商品写真一覧〕

被告会社商品 1

商品名 「アーム&レッグウォーマー」



被告会社商品 2

商品名 「ボディウォーマー」



被告会社商品 3

商品名 「ボディチューブミニ」



被告会社商品 4

商品名 「かぼちゃパンツCQ」



被告会社商品 5

商品名 「マイクロミニ」



被告会社商品 6

商品名 「足首岩盤浴ウォーマーロング」



被告会社商品 7

商品名 「ボディチューブ」



〔不正競争行為による損害額計算書〕

1 対応関係

被告会社による不正競争による営業上の利益の侵害行為がなければ販売することができた本件原告商品は、以下のとおりである。

被告会社商品 1 は、本件原告商品 1 に対応

被告会社商品 2 は、本件原告商品 2 に対応

被告会社商品 3 は、本件原告商品 8 に対応

被告会社商品 4 は、本件原告商品 4 に対応

被告会社商品 5 は、本件原告商品 9 に対応

被告会社商品 6 は、本件原告商品 7 に対応

被告会社商品 7 は、本件原告商品 8 に対応

2 被告会社商品ごとの損害額

(1) 被告会社商品 1

36か月で32,400個（一月あたり900個）×限界利益6,100円
=金197,640,000円

(2) 被告会社商品 2

36か月で3600個（一月あたり100個）×限界利益4,900円
=金17,640,000円

(3) 被告会社商品 3

36か月で3600個（一月あたり100個）×限界利益8,800円
=金31,680,000円

(4) 被告会社商品 4

36か月で5400個（一月あたり150個）×限界利益14,700円
=金79,380,000円

(5) 被告会社商品 5

36か月で3600個（一月あたり100個）×限界利益2,800円
=金10,080,000円

(6) 被告会社商品 6

36か月で3600個（一月あたり100個）×限界利益9,200円
=金33,120,000円

(7) 被告会社商品 7

36か月で3600個（一月あたり100個）×限界利益8,800円
=金31,680,000円

3 上記2の合計額

金401,220,000円